

第 3 1 回 岩手県環境審議会

日 時 平成 2 7 年 6 月 2 2 日 (月) 1 3 時 0 0 分 ~
場 所 盛岡市勤労福祉会館 5 階 大ホール

1. 開 会

○小野寺環境生活企画室企画課長

ただいまから第31回岩手県環境審議会を開催いたします。

御出席いただいている委員の皆様は、委員総数28名のうち23名でございます。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により会議が成立することを御報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあっては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページで公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

2. あ い さ つ

○小野寺環境生活企画室企画課長

初めに根子環境生活部長よりご挨拶申し上げます。

○根子環境生活部長

委員の皆様には、御多忙のところ第31回岩手県環境審議会に御出席いただきまして、感謝を申し上げます。

また、日ごろから県の環境行政の推進に御支援、御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

本日の審議会でございますが、3つの計画について諮問させていただきたいと考えております。1つ目は、環境基本計画の中間見直しについて、2つ目は地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて、3つ目は第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）についてでございますけれども、それぞれ今年度中に見直し、または策定する必要がありますので、計画の基本的な方向について年度内に答申をいただきたいと思っております。また、その他各部会で御審議いただいた事項をご報告いただくこととしております。あわせて、事務局からは次期最終処分場建設予定地決定及び今後のスケジュールについて御報告するほか、県が人口減少対策として検討しております、ふるさと振興総合戦略に対して御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様には活発な御審議をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○小野寺環境生活企画室企画課長

次に、議事に入ります前に、今回の人事異動等により委員及び特別委員に異動がございましたので、御紹介させていただきます。

まず、委員をご紹介します。J A岩手県女性組織協議会役員、松坂育子委員でございます。

○松坂育子委員

よろしく願いいたします。

○小野寺環境生活企画室企画課長

岩手県町村会副会長、西和賀町長、細井洋行委員でございます。本日は、御欠席されております。

次に、特別委員をご紹介します。東北経済産業局資源エネルギー部長の中村仁特別委員でございます。本日は、代理で中井環境・リサイクル課長に御出席いただいております。

○中井孝明委員代理（中村仁特別委員）

よろしく願いします。

3. 議 事

- (1) 運営規程の一部改正について
- (2) 岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向について（諮問）
- (3) 岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直しに係る基本的方向について（諮問）
- (4) 第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）の基本的方向（諮問）

○小野寺環境生活企画室企画課長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

議事の進行については、審議会条例第3条第2項の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は大塚会長をお願いいたします。

○大塚尚寛会長

本日は暑い中、第31回の環境審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

環境の問題というのは、日々現在進行形で、逆に言うと日々心配りがないと、大きなツケが回ってくる事項でもございます。

今日お諮りいたしますのは議事4件、部会報告2件、その他2件となっておりますけれども、この中には平成23年度にスタートいたしました第2期の岩手県環境基本計画がことし中間年度を迎えますので、中間見直しということでお諮りする内容がございます。

それから、世界的な課題であります地球温暖化問題、その中で岩手県がどのような対応をとっていくかという実行計画の見直しということですので、お諮りすることになります。

更には少子高齢化、人口減少問題というのが大きな課題になっておりますけれども、今日最後のほうにそういった内容についても皆様からの御意見をいただく場面を設定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、着席して議事を進行させていただきます。

お手元でございます会議の次第によりまして、議事を進めてまいりますけれども、本日は審議会終了後、大気部会、水質部会及び自然・鳥獣部会開催も予定されておりますので、15時の終了を予定しております。進行に御協力をよろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。議事の1番目は、運営規程の一部改正についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○小野寺環境生活企画室企画課長

それでは、事務局からご説明させていただきます。

大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。資料ナンバー1をごらんください。環境審議会運営規程一部改正です。新旧対照表をつけていますので、改正前と改正後をごらんください。別表第1の審議事項、それから別表第2の議決事項についての改正です。下の欄に改正理由を2つ書いていますけれども、まず審議事項、それから議決事項、別表第1、別表第2に自然・鳥獣部会の審議事項、議決事項ございますけれども、こちらにかかわるものでございます。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴いまして、自然・鳥獣部会の審議事項及び議決事項について、所要の整備を行いたいと考えております。

なお、法改正の主な内容といたしましては、目的のところに鳥獣の管理が加えられまして、鳥獣保護事業計画が鳥獣保護管理事業計画に改められる。それから、特定鳥獣保護管理計画が第1種特定鳥獣保護計画と第2種特定鳥獣保護管理計画に整理されたことなどがございます。なお、部会のほうからもこの後、御報告をいただくこととしておりますが、その関連でございます。

それから、もう一点でございます。別表第2の議決事項、水質部会のところでございますが、改正理由のところをごらんいただきたいと思います。生活排水対策重点地域の指定解除の考え方が平成25年11月に環境省から示されました。指定解除に当たりましては、対象地域における水質の改善状況等の確認が必要であり、水質部会の審議事項と密接な関係にあるというのととも、専門性が高いものでありますので、水質部会での議決事項としたものでございます。

○大塚尚寛会長

ただいま運営規程の一部改正について説明がございましたけれども、内容につきましてご質問などございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、議事1の運営規程の一部改正について、原案のとおり改正することについて異議がないということで、原案どおり決定いたします。

それでは、次の審議事項に移りますが、本日は県から3つの諮問事項がありますので、それぞれについて県から諮問書が提出されます。

○小野寺環境生活企画室企画課長

それでは、諮問に移らせていただきます。

知事から諮問書の提出がございますので、根子環境生活部長より代読させていただきます。

○根子環境生活部長

(3種類の諮問書 読み上げ)

- ・岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向について
- ・岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直しに係る基本的方向について
- ・岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直しに係る基本的方向について

○大塚尚寛会長

ただいま岩手県知事から3件の諮問事項を受け取りました。この後、3つの諮問事項についてお諮りしたいと思います。

それでは、1つ目の諮問事項でございます岩手県環境基本計画中間年における見直しについて、まず事務局から説明をお願いいたします。

○小野寺環境生活企画室企画課長

それでは、資料ナンバー 2—1、それから資料ナンバー 2—2 を一括してご説明申し上げたいと思います。

資料ナンバー 2—1 をごらんいただきたいと思います。岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向についてでございます。

まず、諮問の趣旨についてでございますけれども、当該計画は第 2 期計画期間となっておりまして、平成 23 年から平成 32 年、10 年というところで計画を策定いたしまして、地球温暖化、廃棄物、自然保護等の環境保全対策について計画的に推進してきたところでございます。そして、今年度がその 10 年計画の中間年度に当たっておりまして、中間年度におきましては指標の目標値を最終年度の目標値というのを定めることとしております。現在、平成 27 年度までの目標値の設定になっておりますけれども、最終年度の目標値を決めていこうというところでございます。

それから、あわせて今般県を取り巻く環境問題の現状を踏まえて、指標の見直し自体も行っていきたい。それから、必要な施策も追加していきたいということで、その基本的な方向性について諮問したいと考えてございます。

この計画の位置づけでございますけれども、2 番をごらんいただきたいと思います。岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第 11 条の規定によりまして、本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画でございます。(2) でございますが、上位計画のいわて県民計画というのがございますけれども、その県民計画の中では政策の柱、VI 番、環境王国いわての実現に向けて、環境問題への的確な対応を図るための計画と、そういった位置づけもあわせ持っております。

そして、3 番目の見直しの方向性でございます。今回お諮りする内容でございますけれども、まず(1)の実施期間、これは先ほど申し上げました 10 年、23 年度から 32 年度までの 10 年については変更ございません。

それから、(2)の目標でございます。みんなの力で次代に引き継ぐ岩手の豊かさ、これにつきましても変更はございません。

変更がありますのは、(3)以降でございます。計画の構成でございますが、現在第 1 節から第 7 節までの構成になってございますけれども、このうち第 1 節、低炭素社会の構築では、地球温暖化計画の中間見直しを予定しております。先ほど諮問をいたしましたけれども、この後に議論いただくわけですが、その関連で気候変動による影響への適応策といった

ようなものを内容として追加していこうと考えているところでございます、これに伴う項目の名称変更をしていきたいと考えております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。(4)の主要な指標でございます。こちらでも変更の見込みでございます。主要な指標につきましては、①番から⑫番まで現在ございますが、このうち指標の変更の検討をしております。現在精査中でございます、例えばということでこの欄に掲げさせていただいております。

まず、⑤番のイヌワシの繁殖率でございます。イヌワシにつきましては、生態系の頂点の動物ということで、良好な自然環境を示す指標ということで活用しているわけでございますけれども、この繁殖率自体が自然環境の要因、いわゆる暴風雪ですとか、そういった影響が避けられないというところで、繁殖支援の取り組みをしているわけでございますけれども、そういう外の影響で繁殖率が変わってくるということもございまして、適切な評価がやや困難なところがございます。そういったところを含めまして、どういった指標がいいのか今後議論してまいりたいと考えております。

それから、⑥番、自然公園ビジターセンター等利用者数でございますけれども、この利用者数につきましては、後ほど御説明いたしますけれども、既に目標を達成しておりまして、新たな指標の設定がいいのではないかという問題意識でございます。例えば自然との触れ合い行事の参加者数ですとか、そういった形で少し変えていくのはいかがかこれから検討してまいりたいところでございます。

それから、順番前後しておりまして、大変恐縮でございますが先に⑫番の環境保全型農業実践者数です。これを環境保全型農業に取り組む産地数というものに変えていきたいというものでございます。これは、前段のほうが個人の数、これをグループとして育成を図っていこうということで、産地数に変えていきたいというものでございまして、上位計画であります県民計画のアクションプランにおきましては同様の変更を行っております。この計画の中でも両者の数字を出しているのですけれども、産地数を主要な指標にしていこうと。実践者数ではなくて、産地数をというものが農林水産部から上がってきているところでございます。

それから、⑩番、省エネ活動を実践している県民の割合でございますが、これは県民生活基本調査の数字でございます、目標値につきましては後ほどご説明いたしますけれども、90%を目標に据えてございます。おおむねいい数字に来ておるところでございます、この指標がいいのか、あるいは別途別の指標を設けるのがいいのか、そういったところを検討してまいりたいという問題意識でございます。

続きまして、(5)番、その他でございます。国の法整備に伴う対応ということで、想定しているものが生物多様性地域戦略、それから環境教育等行動計画の導入等ということで、2つ例示させていただいておりますけれども、2つとも根拠となる法律がございまして、その法律に都道府県でこの戦略なり行動計画を策定するのが努力目標と定められております。それに反映した形で環境基本計画の中にこのエッセンスを盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、4番でございます。見直しの手順でございますけれども、見直しに当たりましては、市町村への意見照会、それからパブリックコメントなどを実施いたしまして、広く県民等の意見聴取に努めてまいりたいと考えております。注に書いておりますけれども、4広域振興局単位で地域説明会なども開催してまいりたいというふうに考えております。

それから、見直しに当たりましては、環境審議会の答申に基づきまして、現計画の構成や主要指標等の変更が生じた場合には、条例に基づきまして県議会の議決を経るものとなります。現在は、議決を要する案件となるのではないかと考えているところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。5番の見直しによる計画変更スケジュールでございます。本日、環境審議会に諮問させていただいております。その後、10月ぐらいには、審議会におきまして変更案の審議をいただきたいと考えておりますし、その後12月から1月にかけて、市町村への意見照会、パブリックコメントの実施、そして年が明けまして1月ぐらいに審議会におきまして変更計画の答申を頂戴したいと思っております。その後、県議会にお諮りしまして、議決を経て、変更計画の決定、公表を3月にしてまいりたいと考えております。

それから、6番、参考でございますけれども、これは変更の履歴ということで、平成24年からでございますけれども、東日本大震災津波の影響による指標と目標値の修正をさせていただきます。これにつきましては、計画の既存の構成は変えずに変更をさせていただきます。審議会には、その都度お諮りをして、報告をさせていただいて、変えさせていただいているものでございますので、御報告いたします。以上が資料ナンバー2-1でございます。

続きまして、資料ナンバー2-2をごらんいただきたいと思っております。こちらは諮問事項ではございませんで、現計画の実施状況、それから数値目標の達成状況につきまして、概略ご説明させていただきたいと思っております。概況をごらんください。この環境基本計画では、7つの施策の柱がございまして、その中で延べ87の数値目標というものを設定してございます。これら数値目標の平成26年度の達成状況でございますけれども、下の表をごらんいただ

きたいと思います。数値目標87に対して、右側の欄に到達度、パーセントがあって、この下に標準到達レベル以上、未満、未確定等という項目がございます。標準到達レベルというのは、平成26年度にはこのぐらいまでいってればいいというものに対して、実際の到達度はどうであったかというところがございますけれども、標準到達レベル以上のものが29、未満のものが35となっております。ごらんいただきますとおわかりいただけますとおり、未確定のものが23ということで、まだ非常に未確定の数値が多い状況になってございますので、まだ途中経過ということで本日はご理解を賜ればと思っております。確定が出た後、また審議会のほうに報告書等で提出させていただければと考えております。

そして、中身でございますけれども、7つの施策の方向別に見ますと、到達度の高い分野につきましては、下の表でいきますとⅢ、自然共生社会の形成、それからⅣ、安全で安心できる環境の確保のあたりが高くなってございますけれども、一方到達度の低い分野につきましてはⅤ、快適で潤いのある環境の創造、Ⅵ、環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進といったようなあたりがやや低い値になってございます。

それでは、各項目でございますけれども、次のページ以降をごらんいただきたいと思えます。次のページ以降に施策項目ごとの指標名と、まず実施状況を書かせていただきまして、指標に対する現状値等の表がございます。まずは、表の見方をご説明させていただきたいと思えます。表は、例えば3番でございますが、省エネ活動を実施している県民の割合、先ほど申し上げましたとおり、主要な指標に設定してございます。基準年次が82.3%の県民がそういう意識を持っている。そして、現状値が86.6%、目標値が90%というところがございます。そして、区分、到達度、標準到達レベルという設定がございまして、区分は黒丸、白丸であらわしておりますけれども、黒丸というのは現在の到達度が想定している標準到達レベルを超えていない、下回っているとした場合に黒丸にしてございます。この3番の指標でいきますと、到達度が目標値に対して55.8%、そして標準到達レベルというのは21年度の基準年次で目標値が27年度、6年間を見据えた計画なのですけれども、そのうちの5年目に当たりますので、5年目で83%程度までいっているべきだと。増加指標でございますので、そういう設定になっておりますけれども、55.8%ということで、現状値では到達レベルに達していないというところがございます。

一方、この数値表で見ますと、90%に対して、実数値でいきますと86.6%ということでございます。指標は、区分としては黒丸になっておりますけれども、相当程度90%に近づいているというところは言えると考えております。そういう実態の実績値と到達度、標準到達レ

ベルのところでは若干その評価の違いが出てくると考えております。

続きまして、次のページでございますけれども、現在説明しましたのは二酸化炭素排出削減対策の推進についてでございます。

めくっていただきまして、4ページでいきますと2番の森林吸収による二酸化炭素吸収対策の推進、それから3番、その他の温室効果ガス排出削減対策の推進、そういう項目で構成されております。

そして、この項目に対しまして、主な課題と今後の取り組みといったものが4ページの下欄でございます。分量が多岐にわたるものですから、今回割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、5ページにまいりましてⅡ番、循環型社会の形成でございます。実施状況の1番のところ、廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進でございますけれども、例えば、ナンバー22とナンバー23の指標でございますが、一般廃棄物の最終処分量、それから産業廃棄物最終処分量でございますけれども、こちらにつきましては区分の欄が黒丸ということで、達成度が標準到達レベルに達していないという評価になってございます。こちらにつきましては、やはり東日本大震災の影響がございまして、復興に伴う事業活動があって、その影響で排出される廃棄物の量がややふえてしまったため、このような数値になっているものと推測されます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思っております。この項目で、2番、廃棄物の不適正処理の防止等という項目もございまして。そして、主な課題と今後の取り組みを記載させていただいております。

その下、6ページの下でございますが、Ⅲ、自然共生社会の形成という項目がございまして、7ページに行きまして、主要な指標が書いてございますが、ナンバー37、イヌワシの繁殖率、先ほど見直しのところでご説明させていただいた項目でございますけれども、目標値が21.9%、繁殖率がこのくらいあったらいいという目標値でございますが、現状が6.3%ということで、これにつきましては区分が黒丸ということで、標準到達レベルに達していないという評価でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、かなり自然環境要因に影響を受けやすいというところもございまして、この繁殖率の項目についてはどのような形がいいのか今後議論していきたいと考えているところでございます。その後、2番、自然とのふれあいの推進という項目もございまして。

8ページをごらんいただきたいと思っております。ナンバー43でございます。自然公園ビジター

センター等利用者数、先ほど資料ナンバー 2—1 でご説明した指標の見直しの検討項目に入れてございますけれども、目標値15万に対しまして、現状値52万2,557人ということで、相当程度上回っているというところがございます。こういったところの見直しをしてみたいというところがございます。その下、3番、森林、農地、海岸の環境保全機能の向上といったような項目がございます、主な課題と今後の取り組みが記載されております。

隣のページにまいりまして、9ページでございます。IV、安全で安心できる環境の確保ということで、実施状況のところ、1番、大気環境の保全ということで、代表的なところをご紹介しますとナンバー49、大気の大気二酸化窒素等環境基準達成率で、100%を維持しているということで、評価としては白丸、標準到達レベルに達しているという評価でございます。

それから、この項目では、2番の水環境の保全といった項目もございます。この指標は、未確定の数値が多い表となっておりますので、後日御報告いたしたいと思っております。

次のページ10ページでございますけれども、3番、土壌環境及び地盤環境の保全、それから4番、化学物質の環境リスク対策の推進、それから5番、監視・観測対策強化・充実と公害苦情等への的確な対応、それから6番、環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進という項目で構成されております。

それでは、続きまして、11ページをごらんいただきたいと思っております。V番でございます。快適でうるおいのある環境の創造でございます。実施状況のところ、1番、快適で安らぎのある生活環境の保全と創造というところがございます。これにつきましては、例えばナンバーの65でございますけれども、身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数ということで、区分白丸ということで、標準到達レベルを達成しているという報告がございます。

それから、その下、2番、歴史的、文化的環境の保全という項目がございます、次のページをごらんいただきたいと思っております。VI番、環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進でございます。実施状況の1番、環境学習の推進ということで、先ほど省エネ活動を実施している県民の割合は再掲でございます。それから、75番、環境学習交流センターの利用者数につきましては、目標値を上回っている状況でございます、白丸という評価でございます。

それから、2番の環境に配慮した行動・協働の推進、それから隣の次のページに参りまして、3番の県域を越えた連携、国際的取組の推進といったような項目で構成されております。

それから、最後でございますけれども、VII番、環境を守り育てる産業の振興ということで、14ページでございますけれども、1番の環境関連産業の振興、それから2番、自然共生

型産業の振興でございます。ナンバー82、83をごらんいただきたいと思います。環境保全型農業実践者数がございます。これは、標準到達レベルを達成しているという評価、それからナンバー83、環境保全型農業に取り組む産地数ということで、農業実践者数を産地数というものに主要な指標を変更してまいりたいということで、格上げ的な形でございますけれども、こういうことで変えてまいりたいというのが農林水産部から上がってきてございます。

続きまして、15ページでございますけれども、参考といたしまして下段のほうに岩手県環境関連事業の概要ということで関連事業の実施概況ということで項目ごとの実施事業数、それから事業費を取りまとめて記載させていただいております。

以上、駆け足で大変恐縮でございましたけれども、ご説明でございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚尚寛会長

ただいま資料ナンバー2-1に基づきまして、環境基本計画の中間見直しに係る基本的動向について説明がございました。また、資料ナンバー2-2に基づきまして、平成26年度の環境基本計画の施策の実施状況、あるいは数値目標の達成状況について、その要点の説明がございました。

ここからは内容についてご質問を受けたいと思いますけれども、まず初めに前段部分の中間見直しに係る基本的方向について、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○渋谷晃太郎委員

3点まとめて質問させていただきます。

最初は、裏の主な指標のところの変更の見込みですけれども、次の議題になってしまうかもしれないのですけれども、①の温室効果ガスの排出削減割合というのが政府のほうでごく最近、国際約束で示した数値が出てきているのですけれども、それとの整合をどうとるのかということなのですが、岩手県の場合は前回も全体が6%のときに8%で頑張っていたというところもあるのですが、引き続き従前の目標で頑張っていたら、それはそれでありがたいということと、その辺の考え方をちょっと聞きたいということと、(5)のその他になってしまうのですけれども、法整備に伴う対応で、1つは生物多様性の地域戦略について、既に33都道府県で策定済みで、本県では金ヶ崎町さんがつくっているという中で、若干県の対応が少しおくれ気味ではないかと思っているので、できるだけ早くつくっていただきたいということと、それに伴って生物多様性関係の指標というものが必要ではないかなと考えると

ころであります。本来ならば戦略ができていて、その中で指標が検討されるべきなのですが、同時に、同時並行的に行っていただければありがたいということです。

なお、追加で、生物多様性関係で、本来の3月に外来種の防止行動計画を国が定めておりまして、これによると2020年までに外来種に関する条例、それから外来種のリストを全県でつくるという目標が定められているので、ほぼ同時並行的になるかもしれませんが、外来種関係についても各論として検討していただきたいということがあります。

もう一つ、要望ですけれども、これは環境教育等行動計画についても全ての環境行政といえますか、県民に対する教育が必要だと思っておりますので、これもできるだけ早く策定していただきたいということで、以上です。

○大塚尚寛会長

ただいま3点、質問あるいは要望事項、あわせてありましたが、事務局から回答をお願いします。

○小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

まず、1点目の温室効果ガス排出削減割合についてでございますが、本日、この後に開催する大気部会でご協議いただくことになっておりますけれども、本県の温室効果ガスの削減割合は、平成2年に比べまして平成32年で30%削減という目標になっております。直近の排出量の数値は、東日本大震災津波が発生した2011年、平成23年度の数字となりますが、震災の影響で産業部門が停滞したことから、マイナス24%の削減になっているというところでございます。

そして、国では、先日、目標数値が発表されたところですが、平成32年以降の目標数値ということで、平成42年までに平成25年に比べてマイナス26%、そして平成17年と比べましてマイナス25.4%という数字が提示されております。県では、そういったものも勘案しながら、今回、温暖化対策実行計画の見直しをしていきたいと考えてございます。

○大塚尚寛会長

では、続けてよろしいですか。

○清水自然保護課総括課長

生物多様性地域戦略につきましては、先ほど委員からお話がありましたとおり、33都道府県で制定、基本計画が策定されているところでございます。多くの都道府県におきまして、環境基本計画等の中に計画を盛り込んでいるという県もございますので、事務局といたしましては環境基本計画の見直しの中で整備を図ってまいりたいと考えておりますので、御審議の

ほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大塚尚寛会長

それでは、3点目でございます。

○小野寺環境生活企画室企画課長

環境教育等行動計画に関して、できるだけ早くといった御指摘を踏まえまして、今の環境基本計画とどういった形で規定していけばいいか検討してまいりたいと思ひます。後ほどお諮りできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大塚尚寛会長

3点のご意見、要望につきまして回答ございましたが、よろしいですか。

○浜津ミサノ委員

はい。

○大塚会長

では、よろしくお願ひいたします。そのほかご意見等ございますでしょうか、あるいは質問。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

よろしいですか。では、もしあれば後ほど何うとしまして、それでは資料ナンバー2-2のほうで説明ございました平成26年度の状況について、要点だけの説明でしたけれども、内容につきましてご質問等ございましたら、お願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○浜津ミサノ委員

前回チップの利用量について、バイオマス発電も入っているような数値なので、これをそのまま目標達成、とてもたくさん達成したというのは違和感があるというようなことを申し上げたと思うのですが、それがそのままになっているような気がするのですが、どういう扱いなのかお伺ひしたいのと、それから私これよくわからないのですけれども、やっぱりこれ突出した数字であれっと思ったのは自然公園ビジターセンター等利用者数、すごくふえているというのは、これを言うと切りがないのですけれども、どういうカウントをしているのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○大塚尚寛会長

十分に聞き取れなかったところございまして、ナンバーでいうと何番と何番ですか、2つ指摘があったようですけれども。

○浜津ミサノ委員

まず、2ページ、11番、それから8ページ、43番、自然公園ビジターセンター等利用者数、この2つについてです。

○大塚尚寛会長

今2点について質問ございましたが、いかがでしょうか。

○小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

チップの利用量についてでございますが、ただいま、詳細なデータを持ち合わせておりませんが、これだけ増えているというのは、バイオマス発電での利用量が多いということで、このような数字になっていると思われま。

○大塚尚寛会長

よろしいですか。

○浜津ミサノ委員

それはそうだと前回は申し上げて、それをそのままこの数値に入れて、若干違和感があるということを申したはずで。それで、担当局とその辺のところを話してみますというお返事だったと記憶しているのですが。

○小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

カウントの仕方についてということでしょうか。済みませんが昨年の経緯がよくわからないので教えていただきたいと思ひます。

○浜津ミサノ委員

バイオマス発電に使われるチップの量をそのままここでカウントしていいものかと。バイオマス発電が低炭素社会の構築にそれほど貢献しているものなのか。前回は、ほかの利用法のほうが、もしかしていいのではないかというようなニュアンスでお伺いしました。

○小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

エネルギーの活用については、地産地消という方向が目指されているところございまして、本県としても森林整備とあわせて、進めていければと考えております。今回、大幅に増えているというのは、やはり大規模なバイオマス発電設備が操業開始したというようなことで増えているということございまして。この辺の数字の取り方やあり方については、また今後検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○大塚尚寛会長

よろしいでしょうか。ご質問の趣旨のところははっきりしないようですが。

○小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

CO₂の排出量への位置づけについてもご指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○浜津ミサノ委員

しつこくて申しわけありません。木質バイオマスを使う場合に、そのまま熱利用したほうがはるかに効率がいいというのは、既に専門家なんかでは言われていることであって、そこをあえて発電に回して、発電に回せば当然熱効率的には20%とか、最大50%程度にまで落ちてしまうと。それをあえて発電に回して、それで利用したことが地産地消で低炭素社会の構築になるのか。むしろチップの利用量としては、別の方法で進めたほうがいいのではないかとということで、それでその数値をここに入れるのはいかがなものでしょうかと質問いたしました。

○小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

ご指摘のとおりだと思います。近年は、電気への活用だけでなく、熱への活用というような流れも出てきておりますので、そういう方面についても推進していくように取り組んでまいりたいと思います。

○大塚尚寛会長

では、もう一点のほう、お願いいたします。

○清水自然保護課総括課長

御質問ございました自然公園のビジターセンターの利用者数ですが、現状、平成26年度52万2,000ということで、かなりふえております。これは、各ビジターセンターの利用者をそれぞれ訪れた方を集計しているのですが、宮古のビジターセンターにつきましては若干特殊な事情ございまして、観光船の乗り場と入り口がビジターセンターの入り口を通過して観光船乗り場に通るという形になっておりまして、ここを通過された方々、戻られる方々とダブルカウントになっている、環境省のカウント数になっているような形がございまして、實際上、若干この数字については修正なり、カウントの仕方を検討しなければならないと事務局も考えております。

○大塚尚寛会長

よろしいでしょうか。それでは、ご意見の趣旨を踏まえて、検討をよろしくお願いいたし

ます。

○由井正敏委員

ページ7のナンバー37、イヌワシ繁殖率。現状、平成27年度が繁殖成功率で6.3%で、目標値21.9%に大分下がって、マイナスになってしまったということで見直しをされるということですが、イヌワシの繁殖率は、先ほどご意見、コメントありましたように、自然条件で変動が大きいことがありますので、現状の数値そのものがここに置くのがおかしいので、平均値とか、そういうものを使えば多少はマイナスは緩和されると思います。したがって、現状の数値の置き方をひとつ変更する必要があると思います。

もう一つは、目標21.9%ですが、本来イヌワシの個体数を維持するには31%ぐらいの繁殖成功率が毎年確保される必要があるのですけれども、日本全体でそこまでいってなくて2割前後になっております。そこまですぐに持っていくのは大変ですが、いろいろ風力発電も大事なのですけれども、やはり日本一イヌワシのいる岩手県としてはイヌワシを保護することが大事ですので、その際に風力と調和を図るという意味において、やはりイヌワシをどのぐらい保護したほうが良いという数値目標があったほうが良いと思うのです。本来望ましいのは31%なのですけれども、中間目標はその中間で良いと思うのですけれども、いずれその目標値は下げないようにしていただきたいと思いますので、これは希望ですので、お答え要りません。

次に、9ページ一番上に藻場、干潟の保全のことが書いてあります。これの該当ナンバー、ちょっとわからないのですけれども、最近県立大の先生などもそうですけれども、藻場、干潟というよりも砂浜そのものの保全が必要であると。そこには、貴重なさまざまな植物が入っていたり、シギ、チドリも利用するわけです。ご存じのように、大防潮堤とか埋め立て等でかなりその砂浜が危うくなっているということですので、震災復興はできたけれども、砂浜の自然が消えたというのは、よくないということで、ぜひ藻場、干潟の中に砂浜も入れてほしいと思います。これも要望ですので、ご返事は結構です。

以上、要望だけです。

○大塚尚寛会長

2点要望ございましたが、今特に何かございますか。特になければ、では要望という形でお受けしますということですのでよろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

○中澤廣委員

要望と質問なのですけれども、今回達成状況の数値というのが平成21年度と26年の現状が表示されているが、目標達成は難しい項目もあるかもしれませんが、やはり1年間の取り組みの評価というのも必要だと思いますので、できれば平成25年時点の達成率、達成の状況というのを表にしてもらって、いかに各項目ごとに取り組んで、どのような成果が得られたかというのを表示してもらおうとよくわかりやすいので考えていただきたい。

もう一点は、細かいことなのですけれども、5ページの丸の下から2番目のところの下水汚泥焼却灰についての項目ですけれども、利用が進みませんでしたということですが、それに対してどういう対応をされたのか。また、今後何らかの支障が生じるかどうかということについて教えていただきたいと思います。

○大塚尚寛会長

それでは、要望と質問ございましたので、お願いします。

○小野寺環境生活企画室企画課長

それでは、1点目ですけれども、ご指摘いただきました表の見方、いわゆる現状値とどういいう推移かというご指摘と理解しましたけれども、この標準到達レベルという考え方も含めて、今の意見も踏まえながらどういった形でお示しするのが一番わかりやすいか検討させていただきたいと思っておりますので、この辺もまたご相談できればと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○田村資源循環推進課総括課長

下水道汚泥焼却灰等についての放射能の影響でございますけれども、今後どう対応するかということでございますけれども、後でご説明させていただきますが、廃棄物の処理計画にも現状や課題を整理させていただきまして、その辺の減衰の状況や、現在の状況を整理させていただいて、環境基本計画と整合を図って記載をするよう検討したいと思っております。

○大塚尚寛会長

よろしいですか。

○中澤廣委員

実際に今回利用ができなかったということなので、それに対して基本的にどういう対応をされて、また何らかの現在支障が生じてないかということをお教えいただきたいと思ったのですけれども。

○田村資源循環推進課総括課長

例えば現在保管しているとか、そういうことでしょうか。

○中澤廣委員

はい。

○田村資源循環推進課総括課長

実際には、そもそも焼却灰となる汚泥のほうも保管しているところもあると聞いているのですが、実際には現在既に放射線量が下がってきて、セメント工場で原料としての利用を再開していると聞いております。

○中澤廣委員

そうすると、このことによって保管や管理に対して支障が生じているということはないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○田村資源循環推進課総括課長

管理については、放射線量に応じて一定の距離をとるなどきちんとした管理の仕方をしているので問題はないということになっておりますけれども、場所をとってしまうとか細かい問題はあるとは思いますが、計画策定にあたっては、事業者の方の現在の状況を把握しながら対応していきたいと思っております。

○中村正委員

基本的なことなのではございますけれども、資料の数値目標の達成状況についてということで整理されているのですが、つくりとしては、現況を評価し、次に主な課題と今後の取り組みという取りまとめをしているのですが、その中に、せっかく検討して現状評価しながら課題と今後の取り組みに反映されていないというのが、今の指摘もその範囲だと思うのですが、そういう整理がもう一つ足りない。

それと、生物多様性のことについて、計画の中で取り組むという構図だという説明でしたけれども、そうしますと生物多様性の外来生物についての対応などというのは、今は環境保護地区とか、保全地域等の対応等を含めて、外来植物の防除活動をやってきた。これからどうするかという話になったときに全然見えてこない。整理の仕方を少し読む人の身になってつくってほしい。外来植物の防除というのは、現在も将来も結構大きなことだと考えている。

あわせて、ビジターセンター等の利用者数について、これは自然とのふれあいの推進という大項目の中で、県が施策として取り組んでいること、あるいは岩手県内の中で国あるいはその他国有地やさまざまな森林公園とか、あるいは、風景林など、その利用者数を把握し切

れない部分があると思うとともに、把握する努力、そういうのがあっていいのではないか。この中では、反対にビジターセンターとか、そういうことは把握しているけれども、森林公園の利用、県の森林公園もあるのですけれども、そういうのは把握できていない、反映されていない。この52万という数字、ビジターセンターの52万というのは、ちょっと違和感があるのですけれども、そういう環境、自然に親しむ施設の全体としての数というのでは大体そのぐらいの今の県民の行動パターンからいえばあるという考えもある。でも、そういうくくりとまとめの整理というのをもう少しきちんとやったらいいのではないかと感じたことです。

○大塚尚寛会長

特に何か回答、よろしいですか。ご意見、ご提言として承ったということでもよろしいですか。

ほかにもあるかと思いますが、大分時間が経過している。特に26年度の状況についてたくさんのご意見いただきました。全体としてお伺いしていますと、やはり中間年度を迎えて、内容についての見直しもありますし、こういったものの達成状況の表示の仕方そのものも見直したほうがいいのではないかという御意見もいただきましたので、そういったものを含めて検討していただきたいと思います。

それでは、本日県から諮問されました岩手県環境基本計画中間年における見直しについては、冒頭説明ございましたとおり、10月にこの審議を行いまして、11月ごろにパブリックコメントを経て、1月に当審議会の答申を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事3に移ります。岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについて（諮問）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直しに係る基本的方向についてでございます。1の諮問の趣旨でございますが、現在の実行計画につきましては平成24年3月に策定いたしまして、平成32年度を目標年とする計画となっております。この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律、温対法と申しますけれども、20条の規定を推進するための計画と位置づけております。今般、中間年に当たりまして、指標や施策の達成状況に応じた見直し、また、先ほどご質問などに出ました、国の新たな温室効果ガス削減目標とか、エネルギー需給の見通し、国際的な温暖化対策の動きも踏まえて指標の見直しを行うとともに、計画後半の施策等を定めていきたいと考えております。

次に、資料2の計画の位置づけでございます。まず、(1)としまして、県のさまざまな分野を総合的にまとめたいわて県民計画の中に、地球温暖化対策の推進という項目がございます。そして、岩手県環境基本計画の中にも低炭素社会の構築が位置づけられておりまして、これらを推進する計画となっております。

それから、資料をめくっていただきまして、1枚目の裏ですが、温対法の枠の下のほうです。地方公共団体実行計画等と記載している部分の20条の3の3項に都道府県は地方公共団体実行計画において、その区域の自然、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として、次に掲げるものを定めるものとするということになっておりまして、これに基づいて計画を策定しているということになります。

また、この次のページの(2)に新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例というものがございまして、ここの第9条で新エネルギーの導入の促進、それから省エネルギーの促進に関する基本的な計画を定めなければならないということになっております。この計画は、この法律と条例の規定に基づく計画となっております。

次に、3の見直しの方向性案でございますが、(1)の実施計画でございます。現在10年間の計画でございますが、今回中間年の見直しですので、ここについては変更しないということにしたいと考えております。

それから、(2)の目標につきましても省エネルギーの取り組み、それから再生可能エネルギーの促進という現在の方向性に特には問題ないと考えておりますので、こちらについても変更なしと考えております。

そして、(3)の計画の構成です。現在、①の計画の基本的事項から⑥の計画の推進・進行管理ということで計画が構成されておりますけれども、右側の見直しの方向性のところに記載しているとおり、新たに地球温暖化への適応策を追加したいと考えております。これにつきましては、これまで温室効果ガスの排出量の削減、それから再生可能エネルギーの導入ということで、緩和策ということで取り組んできたのですけれども、近年、短期的な大雨ですとか、作物への高温障害ですとか、あるいは蚊を媒介にした伝染病とか、そういったものが温暖化によって生じてきているということもありまして、それらに対応した適応策についても検討していく必要があるという提言がなされております。国においては、今年の夏を目途に適応計画を策定することにしておりますので、それを踏まえながら適応策について追加していきたいと考えております。

次に、(4)の主要な指標です。大きな目標は、①から③までです。先ほどご質問に出た

温室効果ガスの排出削減割合が①としてありますけれども、それについても国の動向などを見ながら見直しをすべきかどうか検討していきたいと考えております。以下の指標についても同じように、例えば②の再生可能エネルギーの導入量につきましては、最近メガソーラーが稼働をしてきているということもありまして、太陽光は非常に伸びているのですが、ほかの発電設備、例えば風力ですとか地熱とかが少し遅れているという状況にあります。これらの導入に向けた動きを見ながら指標を見直していきたいということでございます。

この内容については、具体的には大気部会のほうで検討してまいりたいと考えておりまして、大気部会の委員構成につきまして、今回諮問する内容についてご審議いただくために、岩手県環境審議会条例第5条1項の規定に基づきまして、4名の専門委員を置きたいと考えております。お一人目は一般社団法人日本風力発電協会事務局部長の斉藤長様、お二人目は日本地熱協会協会員であります日本重化学工業株式会社での地熱エネルギー担当の花野峰行様、3人目は東北経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課長の遠藤司様、4人目は東北地方環境事務所環境対策課長、吉澤友秀様、以上4名の方に加わっていただきまして、大気部会において温暖化対策実行計画の見直しについてご審議いただきたいと考えております。

説明については以上でございます。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。

ただいま地球温暖化対策実行計画の中間見直しに係る基本的方向について説明がございました。あわせて、こちらの内容につきましては、大気部会でご審議をしていただくということで、専門委員の指名をいたしました。内容につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○渋谷晃太郎委員

前にも申し上げたのですがけれども、温暖化対策、長期的な見通しを立てるときに、今後水素社会ということが前に申し上げたことなのですがけれども、東京オリンピックを目指しての目標に、関東圏あるいは西のほうでは水素社会を目指した動きがかなり活発になっているという動きを踏まえて、岩手県としても再生可能エネルギーについて何か見直しをするかもしれませんけれども、より積極的なCO₂の削減ももちろんなのですが、水素を使っていくという前向きの方角性を出していただければありがたいと思っております。そういった目標の中に水素をどのぐらい使うとか、そういったことを具体的に盛り込んでいくことを検

討していただければありがたいです。

○大塚尚寛会長

いかがでしょうか。

○小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

水素につきましても国でビジョンなどをつくって積極的に進めていくという方向になってございます。

そういった状況などを大気部会のほうでもご検討いただきまして、どういう方向に持っていったら適当か、適切か、そういったところについてもご議論いただきたいと考えております。

○大塚尚寛会長

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、特になければ、本日県から諮問されました岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについては、審議会運営規程第8条第4項の規定によりまして、地球温暖化防止に関する事項が大気部会の審議事項となっておりますことから、先ほど事務局から説明ございました、名前の挙がりました方々を大気部会の専門委員として指名した上で、大気部会でご審議いただき、そこでの審議を踏まえ、来年1月に当審議会の答申を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、次の議事4に進みます。次期岩手県循環型社会形成推進計画の策定について(諮問)、事務局から説明をお願いいたします。

○田村資源循環推進課総括課長

資料ナンバー4をごらんください。第二次岩手県循環型社会形成推進計画(第四次岩手県廃棄物処理計画)の基本的方向について説明させていただきます。

まず、一番最初の諮問の趣旨でございますけれども、都道府県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づきまして、都道府県における廃棄物の減量、その他適正な処理に関して必要な事項を定めるものでございます。

本県では、平成13年に5カ年を計画期間といたしまして、平成17年度を目標年度としました岩手県廃棄物処理計画の第一次計画を定めたところでございまして、順次5年ごとに第二次計画、第三次計画を定めて、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理に関する施策を総合的、計画的に進めてきたところでございます。今般、第三次計画の終了となりますので、平成28年度から5年間、第四次計画として策定するため、廃棄物処理法の規定に基づきまして、岩手県環境審議会に諮問するものでございます。

国におきましては、廃棄物処理法とは別に、循環型社会形成推進基本法という法律がございまして、この法律に基づきまして国が基本計画というものを閣議決定で策定しておるところでございます。循環型社会形成推進基本法の10条におきましては、地方公共団体が循環社会の形成に向けて区域の自然的社会的に応じた施策を策定することということが定められております。

こうしたことを踏まえまして、現在の計画の第三次計画では、廃棄物処理計画としての性格に加えまして、ゼロエミッション化を初めとする3Rなどの資源循環の取り組みや、これらを推進するビジネス、技術の進歩を図るなどにより、本県における循環型社会形成を推進するための性格を持つ基本計画として、第三次計画を定めたところでございまして、次の第四次計画につきましても同じように循環型社会推進、循環型社会形成推進計画としての性格をあわせまして、同じように策定しようとするものでございます。循環型社会につきましても、この枠の中をご参照いただきたいなと思っております。

2番の計画の性格でございますけれども、先ほど来説明させていただいておりますけれども、廃棄物処理法に基づくものでございます。あわせて、(3)でございますけれども、循環基本法に基づくものということでもあります。さらに(2)でございますけれども、いわて県民計画でありますとか、先ほど説明いたしました岩手県環境基本計画、こういったものを踏まえての部門計画ということで位置づけておるところでございます。

それでは、2枚目をごらんいただきたいと思っております。計画の期間でございますけれども、環境基本計画の目標年次等を踏まえまして、28年から32年度までを設定してございます。

計画の構成案でございますけれども、(1)計画策定の趣旨、(2)循環型社会の形成に関する現状と課題、(3)目指す循環型地域社会の姿と目標、(4)目指す循環型地域社会

の形成に向けた施策の展開と計画の推進、これはずっと同じような構成で策定させていただいております。

ただ（４）施策の展開につきましては、今回案としては廃棄物の発生抑制を第一とする３Ｒの自県（圏）内処理を原則とする適正処理の推進のほか、廃棄物処理体制の構築、不適正処理の早期解消等を掲げさせていただいておりますけれども、これらは前回からの状況の変化を踏まえまして、今後部会で検討していただきたいと思っています。

（５）の計画策定の手順でございますけれども、廃棄物処理法に基づきまして、環境審議会あるいは市町村の意見を踏まえ、策定することにしておりまして、策定に当たりましてはパブリックコメント等を実施するなど、県民の皆さんの理解と意向の把握に努めていきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、部会での審議を踏まえまして、環境基本計画と同様に10月には同じように案についてご審議いただきまして、12月からパブリックコメント、1月には答申をいただきまして、3月に計画策定ということで考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○大塚尚寛会長

ただいま説明ございました内容につきまして、ご質問などございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、本日県から諮問されました次期岩手県循環型社会形成推進計画の策定につきましては、平成27年、本年の2月に開催されました前回の第30回環境審議会で了承されました循環型社会計画策定特別部会でご審議いただきまして、そこでの審議を踏まえまして、今ご説明ありましたように、10月にこの審議を行い、その後パブリックコメント等を経まして、来年1月の当審議会で答申を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4. 部 会 報 告

- （１） 自然・鳥獣部会
- （２） 温泉部会

○大塚尚寛会長

それでは、以上で議事は終わりました、次に部会報告に移ります。

環境審議会条例第8条第3項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項がございまして、本日はその審議結果について報告を受けるものです。

それでは、初めに自然・鳥獣部会、青井部会長から部会報告をお願いいたします。

○青井俊樹自然・鳥獣部会長

当部会からの報告事項は1件です。資料ナンバー5をごらんください。当部会では、第1次鳥獣保護事業計画の変更並びに特定鳥獣保護管理計画の変更、これにつきまして平成27年3月10日付で知事から諮問がなされ、同年3月17日に審議を行ったところでございます。

諮問項目の1点目、第11次鳥獣保護事業計画の変更につきましては、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣法の改正によりまして、国の基本方針の変更等に伴い、県の第11次鳥獣保護事業計画について、名称の変更など所要の整理を行うというものでございます。その変更の内容につきましては、一番最後の参考資料をごらんいただければと思います。

また、諮問項目の2点目、特定鳥獣保護管理計画の変更につきましては、鳥獣保護法改正に伴い、県が策定したシカ、ツキノワグマ及びカモシカの3種の特定鳥獣保護管理計画について、今般より第2種特定鳥獣管理計画として整理をし、名称の変更など所要の整理を行うというものでございます。それらにつきましては、資料の2、3、4をごらんください。

諮問項目につきましては、審議の結果、いずれも原案を適当と認める旨、決定をいたしました。なお、そのことに伴う審議会からの知事への答申は、平成27年3月19日付で行ってございます。詳細は、報告等の資料をごらんください。

以上、自然・鳥獣部会からの報告を終わります。

○大塚尚寛会長

ただいまの自然・鳥獣部会の報告につきまして、ご質問ございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、次に温泉部会の越谷部会長から報告をお願いいたします。

○越谷信温泉部会長

部会の結果について、報告させていただきます。

資料のナンバー6をごらんください。温泉部会では、温泉に関する事項の審議を行うこととなっております。今回報告いたしますのは、平成27年1月26日の審議結果でございます。温泉掘削許可申請案件でございます。岩手地熱株式会社代表取締役社長、水田幹久、整理番号1—2ですが、許可申請について諮問があり、その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

温泉部会からの報告は以上です。

○大塚尚寛会長

ただいまの温泉部会の報告につきまして、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

5. そ の 他

- (1) 次期最終処分場建設予定地決定及び今後のスケジュールについて
- (2) 人口問題に関する意見聴取

○大塚尚寛会長

それでは、2件の部会報告を終わりました、次に5のその他に移ります。

事務局から諸般の報告、説明などがございます。

まず、(1)の次期最終処分場建設予定地決定及び今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

○大泉廃棄物特別対策室長

公共関与による次期産業廃棄物最終処分場の整備について、整備予定地が決まりましたことから、これまでの経緯等も含めましてご説明申し上げます。

資料ナンバー7をごらん願います。まず、背景についてでございますが、現在奥州市江刺区でいわてクリーンセンターが公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場を運営しておりますが、その処分場が東日本大震災津波による災害廃棄物の受け入れにより、埋め立て終

了予定時期が早まると見込まれましたため、次の処分場整備が必要と判断し、平成24年度に整備基本方針を定め、平成25、26の2カ年度で候補地選定作業を進めてまいりました。

資料の裏面をごらん願います。昨年6月開催の第29回環境審議会でも途中経過をご報告申し上げましたが、外部有識者による候補地選定委員会が全県から115カ所の調査対象地を抽出いたしまして、選定過程を県民の皆様に公開をしながら段階的に絞り込み、絞り込まれた5カ所の中から県が八幡平市平館の栂沢地区を最終候補地として決定の上、同市に受け入れを要請し、今年3月、県と市との間で整備予定地に係る確認書を締結したところでございます。

整備予定地の詳細につきましては、次のページの資料に示しておりますが、東北自動車道や国道282号線から近く、交通上の利便性の高いところでございます。また、県の産業廃棄物の排出の重心が宮古市区界付近でございますが、この排出重心からも近く、県全体の産業廃棄物郵送コスト低減が可能と考えられます。さらに、降雪量も比較的少なく、年間を通して安定的な受け入れが可能なところでございます。

前のページに戻っていただきまして、運営主体に係る県の考え方として記載しておりますが、一般財団法人クリーンいわて事業団が平成7年度以降の20年間にわたりまして奥州市江刺区で産業廃棄物のモデル施設として、また県内産業廃棄物の適正処理の受け皿として貢献している実績がございますので、同事業団に対し、八幡平市栂沢地区での処分場整備運営を要請いたしまして、現在同事業団の理事会及び評議員会におきましてご審議いただいているところでございます。

また、下のほうに整備スケジュールを示しておりますが、県におきましては本年度地質調査及び測量を行っておりまして、その結果をもとに整備基本計画を策定し、施設配置案などを決定する予定でございます。

さらに、決定した施設配置案等をもとに、来年度から環境影響評価に着手する予定としておりまして、平成30年度から32年度までの3年度間を建設期間として予定しております。次期処分場は、環境保全のみならず、本県全体の産業振興にも不可欠な施設でございますので、産業廃棄物の排出動向等などにも注視しながら適切に整備を進めてまいります。

報告は以上です。

○大塚尚寛会長

ただいま次期最終処分場建設予定地が決定したということで、その内容と今後のスケジュールについて説明がございましたけれども、内容につきましてご質問等ございますでしょうか。

か。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、次の（２）、人口問題に関する意見聴取について説明をお願いいたします。

○熊谷主査（政策推進室）

資料のナンバー 8—1 以降に基づきまして、人口の関係についてのご説明をさせていただきます。今回このような機会いただきまして、大変ありがとうございます。

国では、前本県知事であります増田寛也さんが日本創成会議で地方消滅とか自治体消滅を掲げまして、去年地域ごとの人口減少の推移を示しております。国は、それを受けまして、地方創生を全面的に掲げまして、昨年12月、地方創生に関する総合戦略をつくりました。本年は、国の戦略を踏まえまして、県並びに全市町村が総合戦略を策定することとしております。

お手元に配付しております資料 8—1 は、人口ビジョンの素案、それから 8—3 は総合戦略の骨子案ということになっております。人口ビジョンは、総合戦略を策定する上で、本県の人口の現状がどのようになっているのか、それからあらゆる対策を講じた上で、将来どのような人口を展望するのかということをもとめるものです。一方、総合戦略につきましては今回掲げます人口ビジョンを踏まえまして、県の人口減少対策地方創生に関する取り組みをまとめたものとなっております。県としましては、本年10月までに人口ビジョン戦略を策定するということを考えておりまして、現在素案と骨子案という形で皆様にお示ししている段階でございます。有識者会議や県の総合計画審議会、それから環境審議会というようなあらゆる場を通じまして、ご説明いたします。主にご意見をいただきながら内容を充実させていきたいと考えております。

簡単に人口ビジョンの説明をしますと、人口の現状については、皆さん非常に興味も高い分野と思いますが、時間の関係で省略いたしますが、詳しくは 8—2 の本体にどのようにして県の人口減少が進んでいるのか分析しております。人口減少このまま進んだ場合に、どのようになるのかというのが資料ナンバー 8—1、カラーの右側の図にございますけれども、折れ線グラフが 4 本ほど表示されています。小さいグラフで恐縮ですが、2040 年までにどのように人口が推移するのかというのを国の機関でありますところの国立社会保障・人口問題研究所というところが推計をしております。その推計は、現状が大体一定程度

で同様に推移した場合、このようになるのかという計算の仕方をしておりまして、このままいきますと2040年には箱囲みで93.8万人とありますけれども、現在岩手県の人口は130万人程度いるのですけれども、93万8,000人まで減少する。その後、同じ考え方を我々が計算しまして2115年、100年先まで延ばすとどうなるかというのを独自に計算しますと、①の数字になりますけれども、25万人を下回るような規模で人口が減少し続ける。

こういったことを黙っているわけにはいかないということで、地方創生の取り組みにいくわけですが、本県の人口減少の特徴は大きく2つございまして、1つは出生率の低下、出生率は合計特殊出生率の低下でございます。合計特殊出生率は、1人の女性が一生に産む子供の数を示すわけですが、1.46を示しております、かなり低い状況になっている。先々週に厚生労働省が最新データを公表しましたところ、去年はさらに下がりました1.44というところに落ちています。

もう一つ、大きな人口減少の鍵は、社会減と言われているものでして、高校卒業時、それから大学卒業時の就職などにおいて、非常に県外転出が進んでいる。この大きな2つの要因が相まって人口減少が加速している状況です。

その人口減少を食い止めるために、左側にあるふるさと振興、3つの柱というのを掲げまして、人口減少に取り組もうというのが本県の考えている人口ビジョンです。さまざまな施策を講じまして、県外への人口の転出をとめる。それから、出生率の向上を目指す。では、この出生率につきましては、ある集団が一定規模を維持するためには2.07の出生率が必要とされていますけれども、2.07の出生率を前提に計算した場合、先ほど右側のグラフの紫のラインが国立社会保障・人口問題研究所の推計と申しましたけれども、全ての政策がうまくいって、出生率が向上し、社会減が減った場合、赤い折れ線のようなグラフを展望することができる。2040年には100万人を超える程度の人口を有することが可能であり、かつ人口減少はなかなかすぐにはとめられないのですけれども、将来的には定常的な人口を目指すことができるという推計を行っているところです。

こうした人口ビジョンを踏まえまして、資料8-3にございますふるさと振興総合戦略、名称につきましては仮称という言葉とさせていただいておりますけれども、本県は人口減少対策につきましては古くから取り組んでおりまして、まさに地方創生というのがふるさとを振興することそのものであるということから、ふるさと振興総合戦略という仮称をつけていただいております。この総合戦略では、先ほどビジョンで据えると申しあげました柱に基づく施策推進目標を掲げまして、真ん中の点線で囲んだ部分でありますけれども、目標設

定として県外への転出と県内の転入を均衡させる社会増減ゼロを目指すこと、それから結婚、出産というのはもちろん個人の決定でありますので、そこを十分と尊重しつつ若い世代がなかなか結婚できない、働けないという環境を変えることによって、出生率の向上になります。こういうことを目標に据えたい。

それから、その目標に従いまして、総合戦略を展開していくということが3つの基本目標ごとの具体的な取り組み内容と掲げさせていただいたところです。環境審議会という場面でございますので、環境生活企画室から説明します。

○小野寺環境生活企画室企画課長

資料ナンバー8—4をごらんいただきたいと思います。ただいま申し上げましたとおり、ふるさと振興総合戦略というのをつくっていくということなのですけれども、これがたたき台ということになっております。

1枚めくっていただけますでしょうか。本章の構成ということで、裏面に目次が書いてありますけれども、こういったような項目でふるさと振興総合戦略というのをつくっていくというところでございます。そして、例えば3番のところそれぞれいろんな施策、各分野の施策というのをつくっていくというところなのですけれども、3番の(1)では地域の魅力づくりの推進ということで各項目が列挙してございます。実は、環境生活部がかかわるところというのは、多岐にわたっておりまして、若者の活躍の支援から男女共同参画、文化芸術、多様な文化の振興、それから⑦番の多様で豊かな環境の保全・形成といったようなところで、直接的に人口、社会減とか自然減をとめるというものではなくても、それが地域の魅力につながっていくのだ、豊かな自然とか、そういうのにつながっていくのだ、あそこに住んでみようと思ってもらえるのだということで、この項目が構成されているとご理解いただければと思っております。

こういった構成の中で、さまざまご意見をいただきたいと思っておりますけれども、きょうは例えばということで、この3の(1)の⑦番、多様で豊かな環境の保全・形成のたたき台のところを説明させていただきたいと思います。このページでいきますと44ページをお開きいただければと思っております。44ページが多様で豊かな環境の保全・形成の項目になってございまして、取組の方向というところで、今ご議論いただいておりますけれども、環境基本計画に基づいて、豊かで多様な自然環境を保全して、自然環境を生かした地域づくりを進めていこう。そして、再生可能エネルギーの導入を進めて、エネルギー自給率の向上を図るとともに、災害時等においてもエネルギー供給ができる地域づくりを進めていこうといったところ

を取り組みの基本的な方向として掲げております。

そして、現状と課題ということで、理念的なところでございますけれども、岩手県の豊かで特色ある自然環境は次代に引き継ぐべき貴重な財産である。それから、自然との共生という価値観を守り、引き継ぐ必要があるというところ。それから、丸ポツの2つ目でございますけれども、2つの国立公園、それから2つの国定公園、7つの県立自然公園、それから三陸ジオパークというのを有しているということで、環境学習や自然体験等の取り組みを通して子供たちの自然を愛する心、ふるさとへの愛着を育む必要があるということ。それから、丸の3つ目でございますが、人と野生動植物が共生する社会の形成に向けた対策が必要である。それから、丸の4つ目でございます。エネルギー関係ですけれども、地熱を初め、風力、太陽光、木質バイオマスなど、多様な再生可能エネルギーの導入の可能性を有しているということで、地域の特性やエネルギーバランスを考慮した導入を進める必要がある。それから、丸の5つ目、木質バイオマスの再生可能エネルギーにつきましては、新たな産業としての役割を果たすということも期待されるということで、一体となった取り組みが必要であると書いてございます。

そして、右側のページに参りまして、人口減少を食い止めるための取り組みでございます。主な取り組み内容といたしまして、⑥番まで掲げさせていただいておまして、まず1つ目が良好な大気・水環境の保全ということで、広くモニタリングを実施しながら監視及び指導を実施していきたいということで、下の欄にK P Iと書いてございますけれども、これは重要業績評価指標「Key Performance Indicators」ということで、いわゆる主要な指標みたいなものですが、そういった目標値も掲げていこうというところでございます。まだ検討中でございますので、数値はまだ明示されていないというところでございます。

それから②番、水と緑を守る取り組みの推進ということで、環境保全活動の活発化に向けた支援を行うとともに、水生生物調査、自然観察会等の体験型普及啓発に取り組んでいこうと。

それから、③番、環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進ということで、環境学習交流センターの活動などを通じて、環境学習を推進していったり、県民、事業者等が行う地球の保全、環境保全等の取組を情報発信するなど県民等との連携、協働の促進を図っていく。

それから、④番、自然とのふれあいの促進ということで、グリーンボランティア制度の周知及び応募の拡大等を図りながら図っていこう。それからまた、自然の魅力やイベント情報

等を積極的にPRして、自然公園との利用促進を図っていこうという項目でございます。

続きまして、次の46ページでございます。⑤番、豊かな自然との共生ということで、野生動物の個体数管理、被害防除対策等、総合的に実施するというところで、人との共生を推進していこう。それから、イヌワシ等の希少野生動植物が生息、生育できる環境づくりに取り組むなど、生物多様性の確保を図っていこう。

それから、⑥番、再生可能エネルギーの導入促進ということで、防災拠点となる事業所等へのそういった再生可能エネルギー設備の導入を支援していこう。それからまた、市町村と連携しながら自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に取り組むということで、6つの項目を掲げさせていただいております。

そして、その下の欄に県民総参加の取り組みということで、空欄になっておりますけれども、この県民総参加の取り組みが、例えばということで10ページに例を掲げております。10ページをごらんいただきたいと思います。これは、商工業分野でございますけれども、岩手県、国、市町村、民間等ということで、各施策分野においてそれぞれが果たすべき役割、どういったものがあるか今後記載してまいりたいと考えておりますので、特に県民総参加の取り組みのあり方について、皆様から本日ご意見をいただければありがたいと思っております。そして、この項目、非常に多岐にわたっておりますので、今ご説明しました、例えばということで環境分野に関してのご意見でも結構でございます。そういった部分のところでご意見をいただければと思っております。環境基本計画でいきますと、皆さんと一緒に取り組んでいただきたいことが書かれております。例えば環境学習であれば、県民の皆さんには環境問題に関心を持っていただいて、環境学習に参加していただきたいとか、あるいは環境学習の講師やコーディネーター等の役割を実践していただきたい、あるいは企業に対しては、自ら有するノウハウ等を活用して、地域における環境学習に積極的に協力していただきたいといったことが基本計画には記載されております。そういった視点で、皆様にこういった総合戦略にかかわる各施策分野に関して民間あるいは県民の皆様として果たしていただける役割というのはどういったようなものがあるか本日ご意見を賜ればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大塚尚寛会長

ただいま説明ございましたように、岩手県のふるさと振興総合戦略、仮称ですがけれども、こういった策定を行っていくところで、県民総参加の取組というところが重要な位置づけだということで、当審議会の位置づけといたしましては環境分野を中心に、県民総参加の取組の

あり方について、この場でご意見をいただければと思っております。残念ながら、残された時間が10分ほどしかございませんけれども、どうぞ忌憚のないご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○渋谷晃太郎委員

まず、人口ビジョンのほうなのですけれども、こういう人口減少に伴うビジョンをつくるときに、議論の主体になるのは経済と、それから住民サービスの分野が主に書かれることが多いのですが、私はこの中でさらに環境の持つ機能というのですか。経済とか住民ではない、生態系サービスとか環境のサービス、具体的、簡単に言うと、例えば森林が持つ公益的機能とかあって、人口減少によって担い手が減ってくれば、山の管理が不十分になってきて、国土保全上の問題が起こるという大きな課題があると思います。

それから、里地里山管理についても担い手が減ることによって、全体としては自然は豊かなのかなと思うのですけれども、都市部の近郊の里地里山が荒れてくると野生動物がどんどんふえてくる。

一方で、人口減少によってハンターが減ることになると、さまざまな軋轢がますます強くなるということを最初に言うておかないと、次のこちらの総合戦略にいきなり、どういう理由でこうなったのかわからないという流れができてこないのではないかと思います。簡単にこの3点ぐらいはすぐわかるかもしれないのですけれども、総合戦略、施策のほうにいくと野生動物について書いてあるのですけれども、人口減少とどういうふうなかかわりがあるかと先に言うておかないと、いきなりここで書かれても読者がよくわからないということになって、できれば人口ビジョンのほうには人口減少に伴う課題の中に環境側面のさまざまな問題もあるということを経験面からちゃんと言うておかなければいけないと思います。それに伴って、今までの経済的な観点だけでなく、里山の管理とか山の管理なんかに関しては、担い手をふやすという努力も必要なのですけれども、それには新たな財政的な考え方というのにも必要なかなと思っています。今までの産業を興すということも大事なのですけれども、公的な部分についてはそれを公的な費用でもつぐらいのことはやらないと、人は中山間地に残らない、担い手がいなくなってしまうということは解決できないと思うので、ぜひその辺を、特に岩手県のような自然が非常に豊かなところではそういう課題が端的に出てくると思いますので、ご検討いただければと思います。

○熊谷主査（政策推進室）

人口ビジョンにつきましては、本編の11ページ以降に人口減少に伴う課題というものを書

かせていただいております、経済や、今おっしゃっていただいたような住民サービスの視点に集中している部分がありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

また、後段いただきました新たな公的な関係についても検討材料にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○大塚尚寛会長

ぜひご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○由井正敏委員

岩手県の人口そのものを現状維持か減らさないということもあると思いますけれども、やはり生きがいです。人を呼ぶということは、非常に重要だと思うのです。それは観光客もあるでしょうし、Iターンでもあると思うのです。

今の地球温暖化が進むと今世紀末に2度から4度上がるということですから、ここで岩手県は夏でも夜は涼しいとか、冬も少しは高くなると思うのですけれども、そういう生活環境条件はやむを得ずですけれども、CO₂増加によって、岩手は改善されるかもしれない。そういうのも一つの魅力だと思うのです。あと来られた方がILCでたくさん外国の方も来られますけれども、例えばイヌワシが飛んでいる北上高地はすごい魅力があると思うのです。そういう魅力を打ち出すということと、ただ外国の人がいっぱい来るのに、飛行機に乗って、ガソリンをいっぱい使って来るのがよくないので、水素燃料などですね、将来飛行機もバイオ燃料とか、エタノールとか、再生エネルギーで飛ばせばベターなのだと思いますけれども、特に期待されるのは中国とかですよ、13億人いますから、中国の方、岩手まで来ていただくということと、それから中国の方にたくさん岩手産のものを買ってもらう。例えば木材は、岩手県はあり余っているわけですから、中国の木材市場に売り込むと、そういうさまざまな交流とか、経済交流とか、人事交流とかあると思います。

それで、あともう一つは、国内に住んでいる方が岩手に来ていただくというシステムです。この前の新聞報道で岩手県も介護を期待できるエリアに入っていました。盛岡でしたかね。そういうことで、高齢者も今はもう昔より10歳若返って、いつまでも元気だそうですので、来ていただいて、住宅を安く提供して、そこで全部、必要な財産は買い取ってもらって、もし不幸にして亡くなられたときはリバースモーゲージシステムというのがありますよね。亡くなったときに、その資産を提供すると。安く、残った分をいただいたところに返す。本人は負担なしで住み込める、そういうシステムを活用しながらですね。介護については、負担がふえるという話もありますけれども、岩手県立大学初め、看護学科はたくさんそういう人

材育てているわけですから、介護で若い人の仕事はいっぱいふえると思います。域外からたくさんお金持って岩手県で住んでもらう。そのために生活環境や自然環境を整える。そういう方向性があるのではないかと私は個人的に思っています。これは、単なる意見です。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。他にご意見、提言はございますでしょうか。

○中澤廣委員

感想なのですが、45ページの説明がありましたが、環境分野に関する取組状況の説明がありましたけれども、45ページだけを見ると人口減少を食い止めるための取組ということで丸の4つがありましたけれども、この内容というのが環境の継承・保全という意味であって、人口を食い止める取組とは感じられないのです。さっき言われたように、転出と転入という均衡を図るという意味では、やっぱりよその県外の方をうまく取り込んで、岩手県の環境保全のため協働して働いてもらおうというような、そういうプロジェクトが何かが必要で、そういうことを挙げない限り、環境分野でここに書いてある人口減少を食い止めるための取組とはならないような気がするのですが、それでも。

○小野寺環境生活企画室企画課長

冒頭にもご説明させていただきましたけれども、この総合戦略が各施策分野で全体的に構成されておりまして、問題意識としては直接的に環境を保全する豊かな自然があるということが社会減をとめるとか、自然減をとめるとかというのに直接的に結びつくものではないのかなというのはご指摘のとおりだと思います。そういった良好な自然があるということが地域の魅力につながって、ひいては岩手に来てみようと思わせるような内容になっていくのかなということでご説明させていただきました。

あと、後段のほうで、環境の絡みで何かプロジェクトがあったらいいのではないかとのご意見とお伺いしたのですが、そういったようなご意見も、いろいろいただければと思います。

○大塚尚寛会長

ほかいかがでしょうか。

○吉田偉峰委員

具体的な話で、県に対する要望なのですが、岩手県の自然環境で誇るべきもの一つ忘れられていまして、星空環境というのをぜひ注目していただきたいと思います。

先日19日に環境大臣意見として高森高原の風力発電、一戸町に見学いただいたものなので

すけれども、そういった天文台の観察環境の維持は難しいとも言われておりました、全国非常に屈指の環境が残っておりますので、そのあたりも水生生物調査とか、学校で取り組める内容と一緒に星空もやっていただきたいなと思います。

○大塚尚寛会長

よろしいでしょうか。そのほかございますでしょうか。

私からもよろしいでしょうか。全国的に問題になっておりますが、特に岩手県、震災等も経験して、やはり何といても雇用ですよね。雇用がないと、次の世代が育っていかないというのは当然わかっているのですけれども、一気に解決できない課題もあるかと思えます。環境基本計画の中でもそういった意味では、例えば雇用につながるようなことも柱に据えるべきではないかということで、環境を守り育てる産業の振興というものを盛り込んでありますので、この辺との連携が必要だと考えております。

先ほど来、話に出ていますように、岩手は豊かな自然があると同時に、やはり人口が少ない、人口密度が100を切っているのは、今北海道と岩手と秋田だけですけれども、かつての20世紀型の経済というのは集積性を高めて経済活動を効率化していくということだったのですが、それはやっぱり逆にとらないと、岩手県は難しいのかなと。いわゆる分散型社会の典型ということで、きょう出ておりましたけれども、例えば再生可能エネルギーでこれだけの面積で人口どれくらい賄えるのかという先進的な事業で発信していくことも岩手県ならできるかもしれません。東京では、ほとんどそれは不可能でしょうから。

それから、これちょっとほかの分野にかかるかもしれませんが、低集積性ということ言うと、例えば農業というのはその代表的なものでしょう。岩手県も今カロリーベースで、いわゆる食料自給率100%、100を若干超えているあたりかと思えますけれども、そういったところをどう伸ばしていくかという、分散型社会がゆえにできる、低集積だから、ゆえにできるというところと環境をいかにリンクさせていくかというのが一つの大きな課題になると思います。そういった中で、先ほど出ていますけれども、空き家率等も上がってきてまして、無駄な、日本全体で考えると夏場の暑い時期は、東北、北海道にいるほうがこうやってエアコンなしでも暮らせるという。逆に、冬はちょっと厳しいですから、四国や九州に行くといいと、私提唱しているのですが、二地域適切居住ですね。夏場は北海道、東北で暮らすとか、そういったときに豊かな自然、それから最近ですと世界遺産、平泉ばかりではなくて、間もなく可能性としては非常に高いです。釜石といったところもありますので、そういったところを気にしながら国内の人の定住と、それから海外からの観光客を入れるというよ

うなことも考えていく必要がある。そのキーワード、ベースは、やはり豊かな自然というのが岩手県の売りかと思っております。ご意見というか提言。

○浜津ミサノ委員

お願いしたいのは、教育委員会と連携して、環境教育をやっていただきたいと。いまだに数十年前の常識である、例えば葉っぱをとってはいけない、花をとってはいけないよという、そういう感覚のある学校現場では普通に通用してしまっていて、自然観察会なんかやればとっちゃだめと言うし、先生に言われてぴくっとする子供がいるとか、それから林業はほとんど自然破壊だとか、そういう風潮がいまだに通用しているので、先生のほうがそういう考え方を改めていただきたいなと思っております。

○大塚尚寛会長

非常に限られた時間で、わずか15分ぐらいしかありませんでしたので、当然まだ委員の皆様、いろいろ発言したいこともあろうかと思っております。あるいは一県民としてとか、そういった何か意見を反映できるような、これからどういう形になるか、簡単にそのことを説明お願いいたします。

○熊谷主査（政策推進室）

短い時間でもございましたので、まだまだいただけるご意見もあったと思います。県としましては、今後パブリックコメントを予定しておりまして、6月から7月にかけて、県民の皆様に今回お示しした案を提示いたしまして、ご意見をいただくこととしております。また、今回につきましては、人的交流の話ですとか、他部局に関する意見もいろいろいただきました。確実に私のほうでつなげさせていただきたいと思っております。

それから、皆様の中で、足りないというのがありましたら、環境生活部、または私のほうに直接いただくような仕組みをつくりたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○大塚尚寛会長

よろしくお願いいいたします。

それでは、その他のその他ということで、委員の皆様から発言したいというようなことございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、以上をもちまして議事等は終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

○小野寺環境生活企画室企画課長

以上で本日の審議会の全てを終了いたします。長時間にわたり本当にありがとうございました。